

自治振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第12号

自治振興基金条例の一部を改正する条例

自治振興基金条例（昭和46年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第6条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付利率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 合併申請市町村及び合併市町村が実施する広域行政推進事業並びに東日本大震災津波復旧復興事業に係る資金 無利子</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 前各項に定めるもののほか、知事は、激甚災害復旧事業（前条第1号及び第2号に掲げる事業で、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害の復旧等に係るものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。</u></p> <p>(貸付条件)</p> <p>第6条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付利率</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 合併申請市町村及び合併市町村が実施する広域行政推進事業、<u>東日本大震災津波復旧復興事業並びに激甚災害復旧事業</u>に係る資金 無利子</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
2	<p>(基金の額)</p> <p>第3条 基金の額は、<u>7,706,000千円</u>とする。</p> <p>(貸付金額)</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第3条 基金の額は、<u>7,206,000千円</u>とする。</p> <p>(貸付金額)</p>

第5条 [略]

2 [略]

3 前2項に定めるもののほか、知事は、国民体育大会施設等整備事業（前条第1号から第3号までに掲げる事業で、第71回国民体育大会の開催に伴い施設等を整備するものをいう。以下同じ。）を実施する市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。

4 前3項に定めるもののほか、知事は、広域行政推進事業（前条各号に掲げる事業で、広域的な行政の推進が図られるものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する地方自治法第7条第1項の規定に基づき知事に合併の申請を行った市町村（以下「合併申請市町村」という。）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村を含む。以下「合併市町村」という。）に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。

5 前各項に定めるもののほか、知事は、東日本大震災津波復旧復興事業（前条各号に掲げる事業で、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復旧、復興等を図るものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。

6 [略]

（貸付条件）

第6条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

（1）貸付利率

ア・イ [略]

第5条 [略]

2 [略]

3 前2項に定めるもののほか、知事は、広域行政推進事業（前条各号に掲げる事業で、広域的な行政の推進が図られるものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する地方自治法第7条第1項の規定に基づき知事に合併の申請を行った市町村（以下「合併申請市町村」という。）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村を含む。以下「合併市町村」という。）に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。

4 前3項に定めるもののほか、知事は、東日本大震災津波復旧復興事業（前条各号に掲げる事業で、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復旧、復興等を図るものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。

5 [略]

（貸付条件）

第6条 資金の貸付条件は、次に定めるところによる。

（1）貸付利率

ア・イ [略]

<p>ウ <u>国民体育大会施設等整備事業及び冷害対策事業</u>（第4条第1号から第3号までに掲げる事業で、冷害により農作物に被害を受けた農業者の就労確保のためのものとして知事が定めるものをいう。）に係る資金 年3.5パーセント以内で規則で定める率</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>ウ 冷害対策事業（第4条第1号から第3号までに掲げる事業で、冷害により農作物に被害を受けた農業者の就労確保のためのものとして知事が定めるものをいう。）に係る資金 年3.5パーセント以内で規則で定める率</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び次項の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 表2の項の改正部分の施行の際現に自治振興基金条例第4条の規定により貸し付けられている資金で、この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正前の自治振興基金条例第5条第3項に規定する国民体育大会施設等整備事業に係るものの貸付条件については、なお従前の例による。